

次期三重県がん対策推進計画及び 第 8 次三重県医療計画の策定について

1. 第4期がん対策推進基本計画策定に関する国の動向

2. 第8次医療計画に係る通知

3. がん対策推進計画と医療計画との一体的な策定



経緯

- 令和5年3月28日に「がん対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、「第4期がん対策推進基本計画」が策定

期間

- 令和5年度から令和10年度までの6年（目安）

計画の位置付け

- **がん対策推進基本計画**は、がん対策基本法（以下、基本法）第10条第1項に基づく、「**がん対策推進基本計画（以下、基本計画）**」に該当するもので、今回の第4期基本計画は基本法第10条第7項に基づき、変更されたもの。
- 一方、**三重県がん対策推進計画**は、基本法第12条第1項に基づく「**都道府県がん対策推進計画**」に該当するもので、県計画は国の基本計画を基本とすることとされている。

第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）概要

第1. 全体目標と分野別目標 / 第2. 分野別施策と個別目標

全体目標：「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

「がん予防」分野の分野別目標

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

1. がん予防

- (1) がんの1次予防
 - ①生活習慣について
 - ②感染症対策について
- (2) がんの2次予防（がん検診）
 - ①受診率向上対策について
 - ②がん検診の精度管理等について
 - ③科学的根拠に基づくがん検診の実施について

「がん医療」分野の分野別目標

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

2. がん医療

- (1) がん医療提供体制等
 - ①医療提供体制の均てん化・集約化について
 - ②がんゲノム医療について
 - ③手術療法・放射線療法・薬物療法について
 - ④チーム医療の推進について
 - ⑤がんのリハビリテーションについて
 - ⑥支持療法の推進について
 - ⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
 - ⑧妊孕性温存療法について
- (2) 希少がん及び難治性がん対策
- (3) 小児がん及びAYA世代のがん対策
- (4) 高齢者のがん対策
- (5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

「がんとの共生」分野の分野別目標

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

3. がんとの共生

- (1) 相談支援及び情報提供
 - ①相談支援について
 - ②情報提供について
- (2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
- (3) がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
 - ①就労支援について
 - ②アピアランスケアについて
 - ③がん診断後の自殺対策について
 - ④その他の社会的な問題について
- (4) ライフステージに応じた療養環境への支援
 - ①小児・AYA世代について
 - ②高齢者について

4. これを支える基盤

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| (1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進 | (4) がん登録の利活用の推進 |
| (2) 人材育成の強化 | (5) 患者・市民参画の推進 |
| (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発 | (6) デジタル化の推進 |

第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1. 関係者等の連携協力の更なる強化 | 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 |
| 2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策 | 6. 目標の達成状況の把握 |
| 3. 都道府県による計画の策定 | 7. 基本計画の見直し |
| 4. 国民の努力 | |

第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に依じた対策)
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん
(※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

見直しのポイント

- がん予防
 - ・ 「がん検診受診率」の目標について、いずれのがん種においても増加傾向であり、一部のがん種で目標値を達成できたことから、さらなる受診率向上を目指し、50%から60%に引き上げ
- がん医療
 - ・ 「緩和ケア」について、すべての医療従事者が診断時から治療と併せて取り組むべきとの趣旨から、がん医療分野の中に記載
- がんとの共生
 - ・ 治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加する中で、治療に伴う外見変化に対するサポートが重要であることを踏まえ、「アピアランスケア」を独立した項目として記載し、拠点病院等を中心としたアピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の構築等を推進
 - ・ ライフステージに応じた療養環境への支援について、小児・AYA世代と、高齢者それぞれへの取組を個別に記載
- これらを支える基盤
 - ・ 国民本位のがん対策を推進する観点から「患者・市民参画の推進」を、医療・福祉・保健サービスの効率的・効果的な提供や、患者やその家族等のサービスへのアクセシビリティ向上の観点から「デジタル化の推進」を新規追加
 - ・ 「全ゲノム解析等実行計画2022」の着実な推進を記載
- がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - ・ 感染症発生・まん延時等に、がん検診の提供体制や受診行動を回復させることや、必要ながん医療を提供できるように平時から取組を推進する旨を記載

見直しの方向性

- がん検診受診率など、一部目標の達成を受けて、さらに高い目標を設定している。
- 緩和ケアのように、取組の趣旨を踏まえ、項目の整理が行われている。
- 支援の拡充が必要な取組については、個別項目として位置づけ、より具体的な記載内容に見直されている。



上記のように、第4期計画では、新たな項目の追加や個別施策の整理といった変更はあったものの、**全体の方向性に大きな変更はなく、第3期計画の考え方を維持**している。

県に求められる対応

- 変更後の基本計画（第4期計画）の趣旨及び内容を踏まえた、次期三重県がん対策推進計画の策定が必要

1. 第4期がん対策推進基本計画策定に関する国の動向

2. 第8次医療計画に係る通知

3. がん対策推進計画と医療計画との一体的な策定



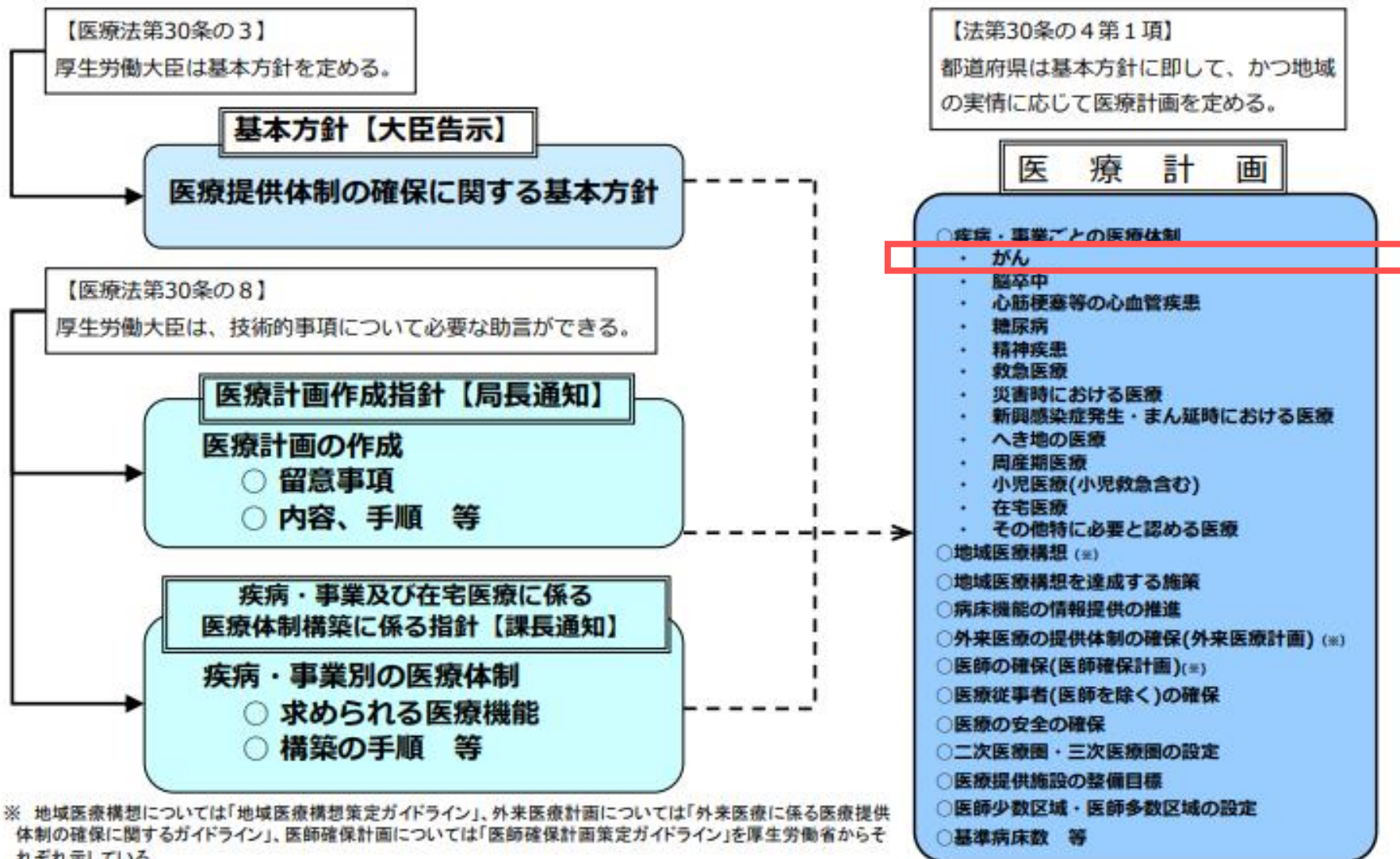
医療法

- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第4項の規定に基づき、都道府県は、5疾病・6事業※及び在宅医療に係る医療連携体制に関する事項等を医療計画に定めることとされている。
※「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加

計画の位置付け

- 厚生労働省医政局長通知（令和5年3月31日）「医療計画について」において、**医療計画の策定に当たっては**、基本方針に即して、指針及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日付け医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「**疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針**」（以下、「**疾病・事業及び在宅医療指針**」）を参考にとされている。
- 上記課長通知の別紙（「**疾病・事業及び在宅医療指針**」）において、「**がんの医療体制構築に係る指針**」が示されている。

医療計画の策定に係る指針等の全体像



※ 地域医療構想については「地域医療構想策定ガイドライン」、外来医療計画については「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」、医師確保計画については「医師確保計画策定ガイドライン」を厚生労働省からそれぞれ示している。

国が示す第8次医療計画のポイント

令和5年度第1回医療政策研修会
(令和5年5月18日) 資料1より抜粋

5 疾病・6 事業及び在宅医療について

- ・ 地域の現状や課題に即した施策の検討においてロジックモデル等のツールを活用する。
- ・ 新興感染症の発生・まん延時や災害時等においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。

【がん】がん医療の均てん化に加え、拠点病院等の役割分担と連携による地域の実情に応じた集約化を推進する。

【脳卒中】適切な病院前救護やデジタル技術を活用した急性期診療体制の構築、回復期や維持期・生活期の医療体制の強化に取り組む。

【心血管疾患】回復期及び慢性期の診療体制の強化やデジタル技術の活用等による、急性期から一貫した診療体制の整備に取り組む。

【糖尿病】発症予防、糖尿病及び合併症の治療・重症化予防のそれぞれのステージに重点を置いて取り組むための体制構築を進める。

【精神疾患】患者の病状に応じ、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制整備を一層推進する。

【救急】増加する高齢者の救急や、特に配慮を要する救急患者を受け入れるために、地域における救急医療機関の役割を明確化する。

【災害】災害拠点病院等における豪雨災害の被害を軽減するため、地域における浸水対策を進める。

【新興感染症】新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応での最大規模の体制を目指し、平時に医療機関の機能及び役割に応じた協定締結等を通じて、地域における役割分担を踏まえた新興感染症及び通常医療の提供体制の確保を図る。

【へき地】医師の確保に配慮するとともに、オンライン診療を含む遠隔医療を活用。※改正離島振興法の内容にも留意。

【周産期・小児】保健・福祉分野とも連携し、ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児への支援にかかる体制整備を進める。

【在宅医療】「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定するとともに、各職種の機能・役割についても明確化する。また、在宅医療に係る医療機関等に対し災害時におけるBCPの策定を支援する。

4

県に求められる対応

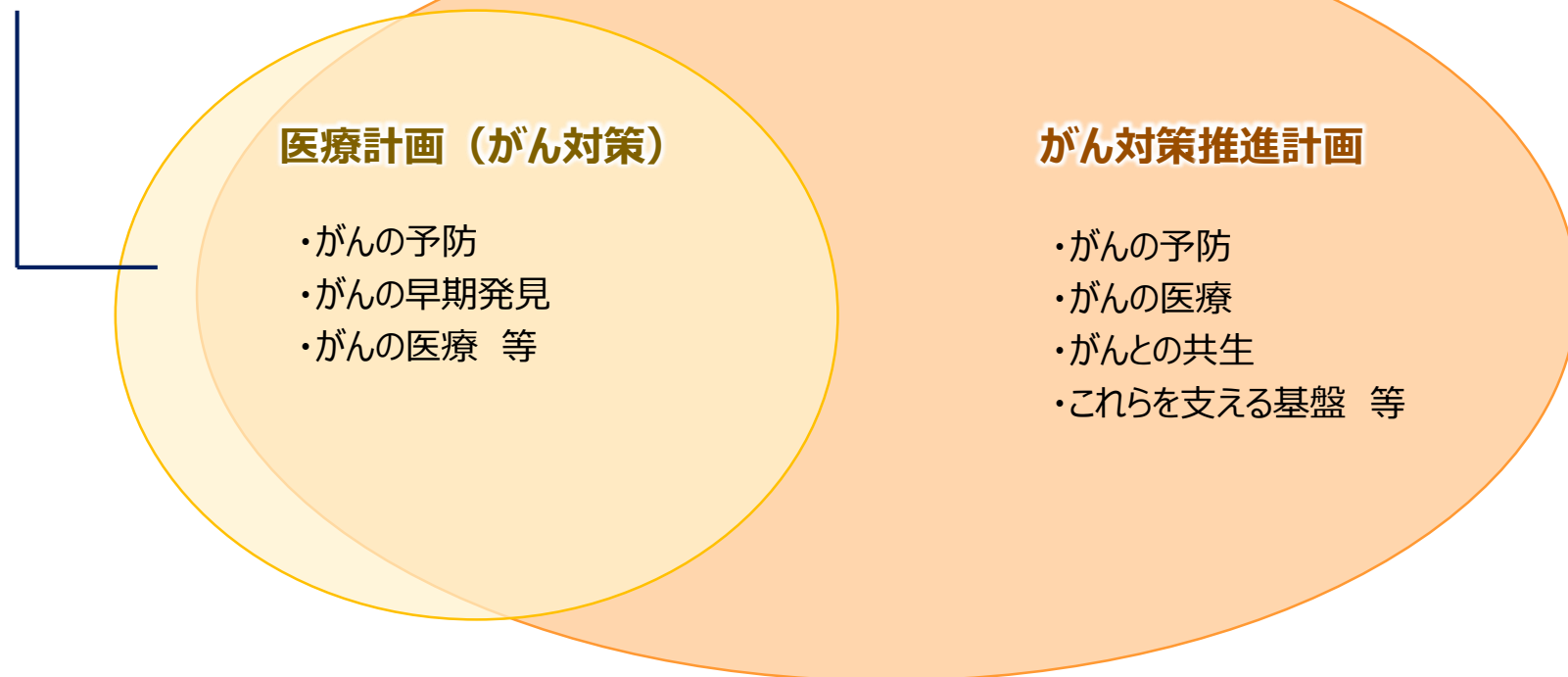
- 第8次三重県医療計画において、国から示される策定指針等を踏まえ、「がん対策」に該当する部分の策定が必要。

1. 第4期がん対策推進基本計画策定に関する国の動向
 2. 第8次医療計画に係る通知
 3. がん対策推進計画と医療計画との一体的な策定
-



- 基本的に、がん対策推進計画は医療計画（がん対策）を包含する内容となっている。

- ・圏域の設定
- ・可能な限り圏域ごとの課題の抽出



医療計画と各計画の一体的策定について（令和5年3月31日 厚生労働省医政局地域医療計画課 事務連絡）

第8次医療計画の策定については、「医療計画について」（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知）においてその留意事項等を示したところですが、がん対策基本法第12条に基づく都道府県がん対策推進計画や健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他のがんに係る対策に関する基本法第11条に基づく都道府県がん対策推進計画等の政策的に関連が深い他の計画等に定める内容が、医療計画に定める内容と重複する場合には、医療計画とそれらの計画を一体のものとして策定することも可能です。

医療計画作成指針（令和5年3月31日 医政発0331第16号 厚生労働省医政局長通知 別紙）

政策的に関連の深い他の計画に、医療計画に記載すべき事項と同様の内容を記載することが定められている場合には、医療計画上で、これらの計画の対応する箇所を明確に示すことで、具体的な記載に代替することとして差し支えないこと。

1

県の方向性の明確化

現状、医療計画とがん計画に重複した内容が記載されており、それぞれの計画で取組施策を示している。**それぞれの計画に記載されている内容を1つの計画に集約化**することで、県民に対して県の方向性を分かりやすく示すことができる。

2

計画策定業務の効率化

現状、医療計画とがん計画の改訂は同時期に行われている。
一体的に策定することで**重複する2つの計画を策定する必要がなくなり**、計画策定における業務の効率化を図ることができる。

県としての考え方（案）

県計画の現状

- 医療計画（がん対策部分）とがん計画では、内容の大部分が重複している。
- 三重県の場合、がん計画は医療計画に記載すべき内容を包含し、幅広い内容が盛り込まれている。

一体的策定によるメリット

- 県の方向性の明確化
- 計画策定業務の効率化

考えられる選択肢

- ①案：一体的に策定し、がん計画に医療計画の内容を盛り込む
- ②案：一体的に策定し、医療計画にがん計画の内容を盛り込む
- ③案：一体的に策定せず、これまで通り2つの計画を策定

- 一体的な策定の考え方を取り入れることにより、効率化や方向性の明確化が可能となることを踏まえ、**医療計画とがん計画を一体的に策定**することとしてはどうか。
- 一体的に策定する場合、がん計画が医療計画に記載すべき内容を包含した幅広い内容になっていることに鑑み、**がん計画に医療計画の内容を盛り込む方向（①案）**で策定することとしてはどうか。